

## 第2回 倫理委員会 議事要旨

日時：2007年11月8日（木）15：00～17：10

場所：電気学会 第2～5会議室

出席者：22名、オブザーバ1名

議事要旨：

### 1. 活動計画

前回の委員会で指摘を受けた事項の反映を確認し、検討した。

- (1) 広報WGメンバーについては、活動内容が幹事会の活動と重なる部分が多いと判断し、幹事方を委員としてスタートする。
- (2) 教育WGメンバーについては、具体的な人選があった。
- (3) コメントの発信については、事件・事故が起こった際に、倫理的な問題なのか、または技術的な観点に基づく現象の説明なのかを分けて考える必要がある。

### 2. 平成20年電気学会全国大会シンポジウム

参加案の説明があり、その内容について検討した。

- (1) 後半は、パネル討論とするが、そのテーマについて、「学会内」としては、学会の規定に関する状況や事例など、「学会外」では外で起こっていることに對し、学会がどのように関連していくのかを想定する。
- (2) 個別の製品の安全性などもテーマとなり得る。また、誤った報道による風評被害もあり、マスコミの姿勢を問うようなテーマも一般の人は興味があるのでは。
- (3) 今電気学会でまとめようとしている事例集を活用するのもよい。

### 3. 事例集の今後の進め方

事例集の今後の進め方について説明があり、検討した。

- (1) 電気学会・倫理綱領、行動規範との関連を入れる。
- (2) 例えば「変電所立地」について云えば、これが本当に倫理にからむ問題なのか？  
→技術者教育の新しい流れでは、こういう分野でプロとして決断していかなければならない技術者も居るということで、世の役に立つため決断が迫られる事例の一つとして取り上げた。  
別の例として、宇宙太陽光発電は研究としては面白いが、国のお金を使う必要があり、世の中にコミットしていく能力まで技術者の範囲と考えていくことも必要。
- (3) 同様に、例えば、地震に対する強度をどこまで想定しておけばよいのか？そこまで倫理の問題に入るのか？  
→幅広くやっておけば良いのだろうが、広げすぎると実務的には動けなくなってしまう。
- (4) 「教育の為のもの」の文言を念を入れて強調しておく。

### 4. 某学協会における名義借り問題

技術管理者の「名義借り」報道について説明があり、以下のやりとりがあった。

- (1) 法律違反があったとしても、その学協会がその個人を罰することはできない。もちろん（その学協会の）定款に除名の規定があれば、それに則って除名は出来る。
- (2) 電気学会も同様で、定款の中でしか処罰できない。現在の定款では最悪除名まで。余程世の中で大きく取り上げられて実名が出たとしても、なかなか処罰は難しい。
- (3) 除名された本人としては、痛くもかゆくもないのでは？学会としての懲罰は難しい。

### 5. 技術倫理協議会報告

第18回技術倫理協議会の報告があり、11月27日にシンポジウムへの参加PR、COMEST（ユネスコ科学技術倫理に関する世界委員会）に、日本の国内の協力機関のひとつとして、技術倫理協議会も参加している旨紹介があった。

以上